

申立手数料 申立ての際に**11,000円(税込)**
 ただし、事前に神奈川県弁護士会総合法律相談センターの有料法律相談を受け、法律相談料を納付した方が紛争解決センターに申立てをする場合には、申立手数料は5,500円(税込)になります。
 また、申立手数料は、事務手数料及び郵送費用等になりますので、申立ての受理後は申立てを取り下げた場合や、相手方が手続に応じなかった場合等でも返還いたしません。

申立人の負担

期日手数料 1期日につき申立人・相手方各自**5,500円(税込)**ずつ

申立人・相手方双方の負担

成立手数料 和解成立の場合、又は仲裁判断がなされた場合に納めていただきます。

申立人・相手方双方の負担

成立手数料の金額(税込)は、期日の開催回数に応じ

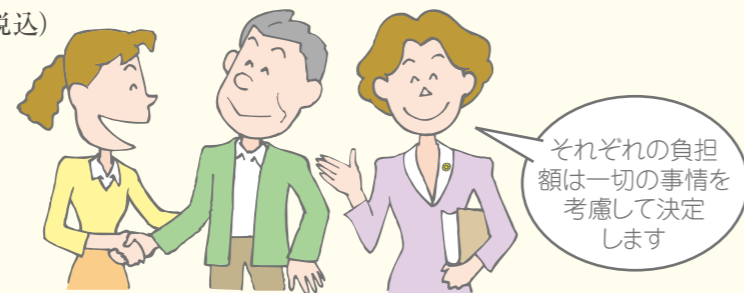
22,000円×期日回数+55,000円

となります。

上記のとおり計算した成立手数料の金額を、申立人と相手方に分担していただきます。分担の割合はあっせん・仲裁人が決定します。

※成立手数料の計算例(期日が3回開催された場合)

22,000円×3回+55,000円
 =121,000円(税込)



神奈川県弁護士会紛争解決センター

裁判しないで
紛争解決!



「裁判まではしたくないけれど、当事者だけでは話合いができない…」

「法律がわかる、公平な第三者に判断してほしい…」

（**そんなとき、紛争解決センターをご利用ください!**）

神奈川県弁護士会の弁護士が、**公平・中立な立場**から、あなたと相手方双方のお話をよくうかがい、当事者間の**トラブルが短期間で解決**するように努力します。



神奈川県弁護士会紛争解決センターは、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律(ADR法)に基づいて、法務大臣の認証を取得した、認証紛争解決機関(かいけつサポート)です。

神奈川県弁護士会

神奈川県弁護士会紛争解決センター

〒231-0021
 横浜市中区日本大通9番地
 神奈川県弁護士会館内

●電話 **045-211-7716**
 ●受付 **午前10時～午後5時**
 (平日の正午から午後1時及び土日祝日を除く)

●ホームページ
<http://www.kanaben.or.jp>

※JR関内駅南口、市営地下鉄関内駅から徒歩10分、地下鉄みなとみらい線日本大通り駅から徒歩1分

紛争解決センター



ズバリ!
お答えします

Q1 どんな紛争を解決してもらえますか?

A 一般市民や会社を当事者とするトラブルなど、民事紛争であれば、広く利用できます。

例えば、夫婦間の紛争（離婚、円満調整）、土地建物に関わるトラブル、近隣トラブル、不法行為に基づく損害賠償請求などの紛争です。



Q2 費用は、どのくらいかかりますか?

A このパンフレットの最後のページをご覧ください。

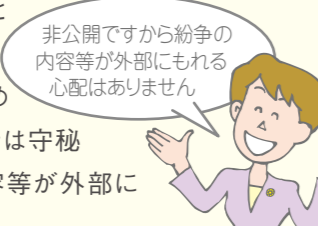
Q3 紛争の解決に向けた手続は、どのようなものですか?

A 「和解あっせん」と「仲裁」という、2つの手続があります。

「和解あっせん」とは、弁護士であるあっせん人が中立公平な立場から、当事者の話し合いによる解決（示談、和解）を取り持つことです。話し合いがまとまれば、和解契約書を作成します。

「仲裁」とは、当事者間の合意（仲裁合意）に基づいて、弁護士である仲裁人が裁判官のように最終的な判断をするという、いわば民間裁判です（仲裁法という法律に基づいています）。

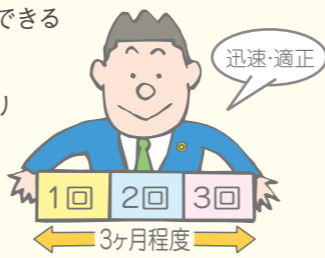
いずれの手続も、非公開で進められ、紛争解決センターの関係者は守秘義務を負いますので、紛争の内容等が外部に漏れる心配はありません。



Q4 解決までの期間は?

A 事案によっても異なりますが、おおむね、3回の期日で（3ヶ月程度）解決できるように話し合いを進めていきます。

1期日は当事者の都合にもよりますが、おおむね1ヶ月以内に実施されるように調整します。



Q5 紛争解決センターの手続を利用するには、まず何をする必要がありますか?

A 神奈川県弁護士会館の紛争解決センター窓口にある申立書、あるいは神奈川県弁護士会のホームページ（<http://www.kanaben.or.jp>）からダウンロードした申立書に、所定の事項をご記入のうえ、必要な添付書類とともに、神奈川県弁護士会館の紛争解決センター窓口にご持参ください。

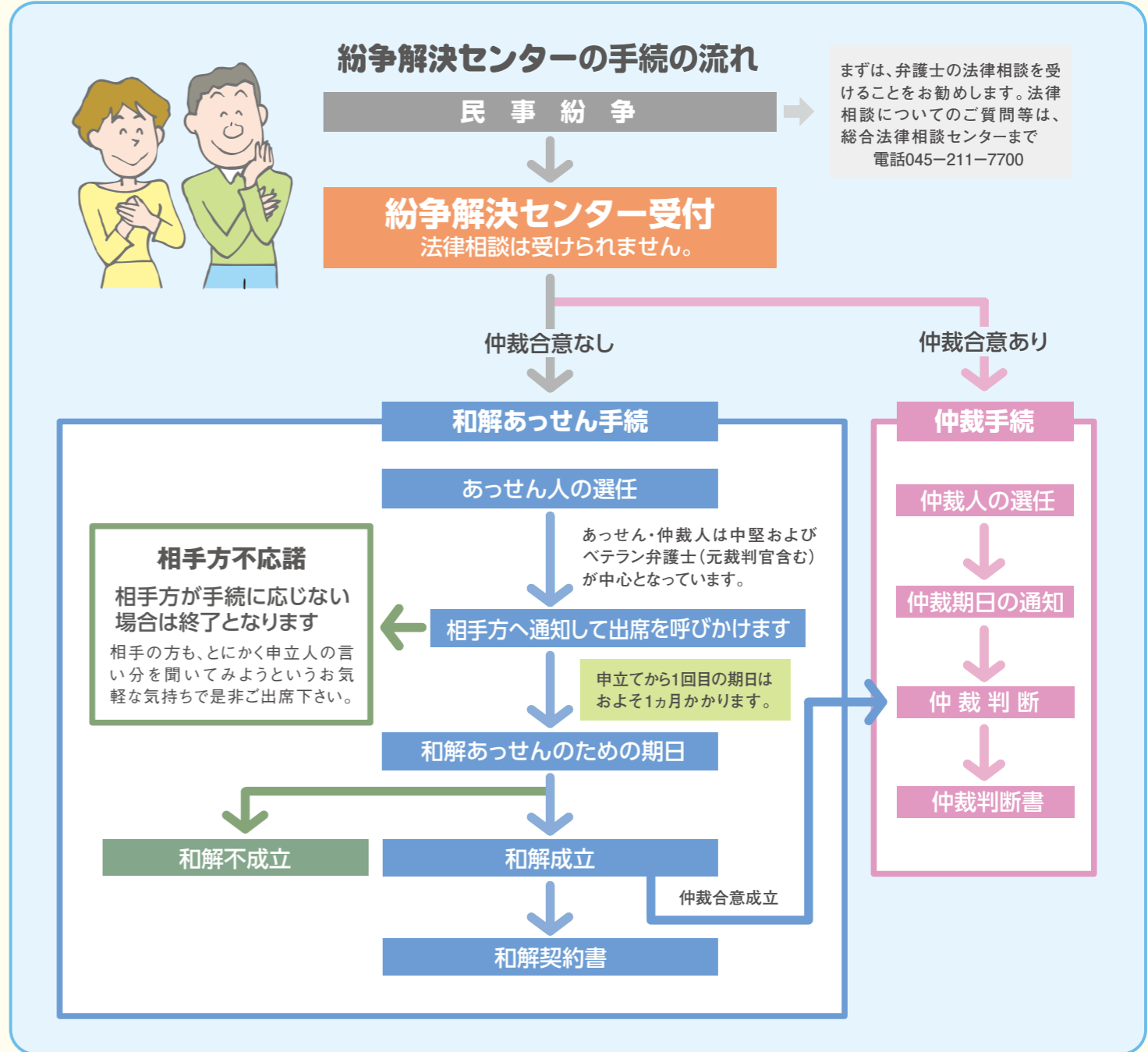
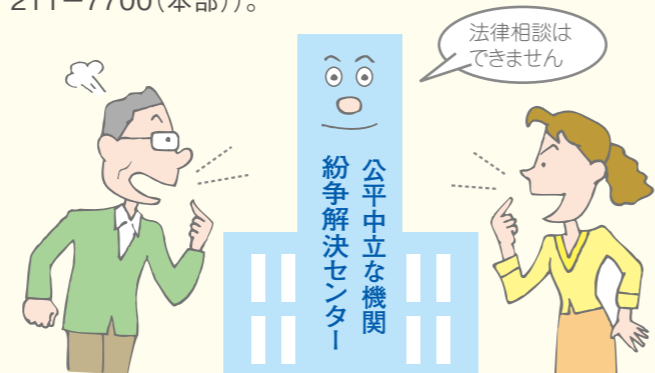
ADR法に基づいて、窓口で、和解あっせん・仲裁手続に関する重要事項についてご説明いたします。



Q6 紛争解決センターで法律相談も受けられますか?

A 紛争解決センターは、公平中立な機関ですから、一方当事者の法律相談をお受けすることはできません。

法律相談についてのご質問ご予約等は、神奈川県弁護士会総合法律相談センターまでお願いいたします（電話045-211-7700（本部））。



Q7 ADR法に基づく認証を受けたとのことですが、どんなメリットがあるのですか?

A 神奈川県弁護士会は、平成20年3月にADR法に基づく法務大臣の認証を受けました。

すなわち、紛争解決センターの手続は、公正かつ適正であることを認められ、①時効中断効、②訴訟手続の中止、③調停前置に関する特則という特例が適用されることになりました。

- ①時効中断効
- ②訴訟手続の中止
- ③調停前置に関する特則などが認められるようになりました



Q8 紛争解決センターの手続について、もう少し詳しく知りたいのですが?

A 紛争解決センターの手続について、より詳しく解説した、「和解あっせん・仲裁手続のご案内」という冊子を神奈川県弁護士会館で配布していますので、ご覧ください。また、紛争解決センターまで電話でお問い合わせください。